

ご存じですか？

いざという時に備えよう！

避難行動要支援者支援制度のご案内

避難行動要支援者制度とは

- この制度は、介護が必要であったり、障がいのある方々で、災害時に自ら避難することが困難な方が、より安心・安全に避難できるようにするための制度であり要支援者の逃げ遅れゼロを目指すものです。
- 日南市では、地域の助け合いによる安否確認や安全な避難支援を円滑に行えるよう、日頃からの災害時の避難支援体制を構築しておくことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

避難行動要支援者とは

- 本市に居住されている方で、災害時に避難支援を要する可能性が高い、①～⑤に該当する方を指します。（入院、入所の方は対象外です）

①	介護保険要介護3以上の認定を受けた方
②	身体障がい者手帳（1、2級）を所持する方
③	精神障がい者手帳（1、2級）を所持する方
④	療育手帳を所持する方
⑤	その他、登録が必要な上記に準ずる方（自力で避難できない方）

制度を利用するには

- 制度の利用を希望される方は、下記の書類を市役所に御提出ください。
 - ①避難行動要支援者制度登録届
 - ②同意書※対象となる皆さま方には上記書類を郵送しております。
※原則として、本人による登録申請としますが、本人が申請できない場合、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理登録ができます。
- 同意いただいた後は、市の職員が訪問相談等を行います。
その人の状態に合わせた「個別避難計画」を一緒に作成をしていきます。

ご注意

この制度は、地域での助け合い・支え合いの範囲で行われるものであり、支援者自身や家族の安全確保が前提です。支援にあたる方々は法的な責任や義務を負うものではありません。

防災対策で重要なのは「自助」です。まずは、できる範囲でできる備えを！

【ご登録、お問い合わせ先】 日南市役所 危機管理課 危機管理係
〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1
電話 0987-31-1125 FAX 0987-23-1815